

## 期 日 報 告

(午前中：専門家の証人尋問)

午前中は、関礼子先生（立教大学教授、環境社会学）の証人尋問が行われました。

関先生は、多数の原告から聞き取りをし、原告の陳述書进行分析され、原告らが生活していた故郷の特徴を明らかにし、それが原発事故により破壊され（故郷はく奪）、現在でもはく奪されたままであることを明らかにされました。

すなわち、故郷は、人と自然とのかかわり、人と人のつながり（結い）、その持続性が不可分一体に存在する「共同性」であり、そのような共同性があるからこそ、原告ら住民は助け合い、安心して生活していました。

しかし、原発事故により強制的に避難指示が出されたため、故郷の共同性は破壊されてしまいました。

原告らの故郷は、帰還困難区域となって避難指示が出されたままのところもありますが、避難指示がすでに解除された地域もあります。

帰還困難区域に限らず、避難指示が解除された地域であっても、現在でも住民は自然と関わらず、帰還した人が少ないため、人と人とのつながりもなく、先祖代々のつながりも失われてしまい、故郷の共同性が破壊されたままであることが明らかになりました。

そして、関先生は、このような故郷がはく奪されたことの損害は、避難による損害と別に存在しており、一審判決は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を「合算して計算したとしたため、故郷がはく奪されたことの損害が実際には評価されなかったということを追及され、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を別個に算定することが重要であると指摘されました。

関先生の尋問により、原告らが生活していた故郷の共同性は重要な価値があるものであり、一審判決では正当に賠償されていないことが明らかになりました。

(午後：原告本人尋問)

### 1 原告 F さん

Fさんは、楡葉町で生まれ育ちました。若い頃から地元志向を強く持ち、いずれは故郷に家を建て余生を過ごすつもりで楡葉町に土地を手に入れていました。

結婚後、妻子はいわき市に住んでいましたが、Fさんは浜通りの広野火力発電所や福島第一・第二原子力発電所で仕事をしながら、多くの楡葉町出身者と仕事を共にし、仕事の合間には、楡葉町の実家を頻繁に訪れ、母校楡葉町中学校の部活動を応援しに行くなど、様々な形で楡葉町の間人関係を深めていました。定年後は楡葉町の土地に家を建てて余生を過ごすことを楽しみにしていました。

しかし、定年まであと一年というときに原発事故が起き、故郷に戻って余生を過ごすという長年の夢が一瞬にして奪われてしまったのです。

Fさんの証言によれば、浜通りの発電所では、東電とその関連会社や下請会社に多くの

地元の人々が就労しており、同郷と分かると仕事上の連帯感や信頼感が強まったということでした。どこか見たことのある顔だと思って聞くと地元の知り合いの兄弟だったとか、職場の後輩の結婚式に出席したら新婦の母親が中学校時代の同級生だったなど、日常生活の中に故郷で培われた人脈が重層的に存在していることを証言しました。

そして、避難解除後、檜葉町を訪れたが、多くの家屋が取り壊され、若い人が戻らない状況があり、放射能汚染前の檜葉町は戻らないと述べ、故郷が奪われた無念と怒りを語りました。

## 2 原告 K さん

2 番目の K さんは、檜葉町で生まれ育ちました。ご両親の代から、木々の伐採・抜根という開墾作業を始めたので、K さんら兄弟姉妹は、貧しい暮らしの中、幼い頃から学校を休んで開墾作業や幼い兄弟姉妹の子守を手伝っていました。

K さんら 4 姉妹は、自然豊かな地元で兄弟姉妹の近くで子育てをしたいと考え、檜葉町や浪江町にそれぞれ家を建て、共働きしながら同じ年頃の子どもを育て、週末には実家に家族全員で集まり、みんなで一斉に田畑の農作業を行っていました。その他、兄弟姉妹の家族が実家に集まれば、季節ごとに山菜採りやタケノコ採り、キノコ狩り等を楽しみ、BBQ や芋煮会等を実家の庭で楽しんで賑やかに暮らしていました。

K さんも、平成 6 年に兄弟姉妹で最後に浪江町に念願のマイホームを建てました。特に、K さんの夫は、岩手県宮古市で母親一人と七人の兄弟姉妹で借家を転々として暮らしてきたことから、七人の兄弟姉妹の中で初めてマイホームを建てたことを誇りに思っており、且つ、娘に残せる唯一の財産として一所懸命働き、マイホームを大切に守ってきました。K さんも、子育てと仕事の両立に勤しみながら、広い庭の土づくりから取り掛かり、17 年かけて花々や果樹や家庭菜園に囲まれた美しい庭を作り上げました。K さんの庭には、18 年前に夫と二人で初めて旅した足利フラワーパークで夫に苗を買ってもらった藤の花やアーチ上にしたモッコウバラ等の手塩にかけた花々が見事に咲き誇っていました。藤の花は、10 年かけて原発事故発生の前年によく一輪の花が咲いたところだったそうです。また、K さんご夫婦は、定年後は、兄弟姉妹らとともに実家の田畑に通って自給自足生活を楽しみながら余生を過ごすつもりでした。このように、檜葉町の実家の田畑も、浪江町の自宅の庭も、一番実り豊かな季節を迎えていました。

ところが、原発事故が全てを奪いました。K さんご夫婦は、娘さんから、お母さん達が浪江に戻るかどうかはお母さん達の自由だけれど、出産したら浪江町の家には盆・正月も含め帰らない、出産するときも私には里帰りする所がないねと言われたこと等もあり、断腸の思いで帰還を諦め、その後、自宅を解体業者に売却しました。K さんご夫婦は、我が町、我が家である浪江町とマイホームが愛おしくて、解体・売却を決めてからも、帰還するつもりでいた頃と同じ頻度で、自宅や庭の手入れのために避難先である茨城県小美玉市から車で通っていたそうです。「我が家を放っておけなかった。」と証言しておられました。

浪江町・楡葉町を自分たちの人生、未来があったかけがえのない場所であった、原発事故で故郷を追われた人たちは皆同じ思いであると、故郷を奪われた無念を訴えました。

### 3 原告団長・早川さん

3人目、控訴審における最後の本人尋問の期日となりましたが、その大トリを務めたのは早川篤雄原告団長でした。

早川団長は、楡葉町で生まれ育ち、1395年に開山した浄土宗の寺院である、「宝鏡寺」の30代目の住職です。地域に根差したお寺の住職として、長年活動してきました。また、広大な田園を所有して農業も行っており、さらに、障害者の福祉施設の運営も手掛けていました。

早川団長は、宝鏡寺の住職として、長年かけて、戦争中にやらなくなってしまっていた行事を復活させ、境内の景観も整えるなどの整備を行ってきました。それは、これまで続いてきた宝鏡寺の活動をもう一度盛り上げようという考えと、次の住職に美しい宝鏡寺を伝えていきたいという考えから、行っていたものです。早川団長は、次の住職には、是非、自分の孫になってほしいと思っており、そのために、寺院の整備に精を出していました。

しかし、原発事故により、その計画はすべて破綻しました。檀家は離れていく一方で、これ以上、増えていくことはありません。しかし、檀家が残っている以上、お寺を閉めるわけにはいきません。後を継いでほしいと思っていた孫に、このようなお寺の後始末を託すのは、大変罪づくりなことであると、涙をこらえながら話しました。

また、農業に対する思いも話されました。早川団長は、少年のころから農業に親しんでおり、農作業に従事してきました。しかし、農地は放射性物質で汚染され、さらに、仮置き場にする際に表土を剥いでしまったため、肥沃な土は失われてしまい、今後、事故前のような農業をできるかどうかは不明です。

さらに、障害者施設についても、施設の運営を担う職員の方が全くそろわず、障害者の方に対する十分な支援はできておりません。

このように、事故前に行っていた活動は、十分にできていない状況です。

楡葉町を構成する田園風景は、農作業ができていないため、全く復活しておらず、生態系が回復していないため、生物の営みがありません。自然の恵みを楽しんでいる住民は全くおりません。そのような自然の営みが失われてしまった町を見て、早川団長は、なんとも言えないむなしい気持ちになると言っていました。

最後に、自分たちの原発反対運動の甲斐もなく、このような事故が生じてしまったことについて、絶対に許されることではない、と怒りをあらわにしていました。

第一陣訴訟の本人尋問を締めくくるにふさわしい、地域の破壊とそれに対する住民の怒りと悲しみが現れた尋問になったと思います。